

第四十八号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

第七条 児童遊園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百
四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」と
いう。）に行わせることができる。

第八条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 児童遊園の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

第九条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認
める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他別に定める書類
を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮し
て、児童遊園の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認め
た者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定す
るものとする。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六条の次に三条を加える改正規定（第九条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（説明）

指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定める必要があるので、本案を提出いたします。